

宇陀市定住促進奨励金

宇陀市では、定住者の増加と自治会活性化による「活力あるまちづくり」を推進するため、「定住促進奨励金」制度を行っています。

定住促進奨励金とは？

宇陀市内に定住を目的として住宅取得(※1)された交付対象者の方に、市内で買い物ができる「宇陀市ウッピー商品券」を交付します。

※1 住宅取得とは、自ら居住するための住宅を「新築」または「購入」することで、住宅の所有権登記を完了したものに限ります。なお、相続や贈与による場合は対象外です。

交付対象者

次の【1】【2】いずれかに該当し、A～Cの要件に全て該当する方

【1】 転入者



○住宅取得し、市外から転入した方

- ・転入してから住宅取得する場合は、転入日から1年以内に住宅取得すること。
 - ・宇陀市への転入日以前1年間は、宇陀市民でないこと。
- ※ なお、転入日以降1年を超えて住宅取得した場合、または、転入日以前1年間に宇陀市民であった場合は、【2】市民の交付対象者となります。

【2】 市民

○住宅取得した市民の方

- ・住宅の建て替えは対象となりますが、住宅の増築や改築は対象外です。

要件

※全て該当すること

- A 取得した住宅が、交付対象者の名義であること(共有可)
- B 市町村税の滞納がないこと
- C 住宅取得した地域の自治会に加入すること



交付額

「宇陀市ウッピー商品券」を窓口にて交付します

【1】転入者 10万円分

【2】宇陀市民 10万円分



[裏面へ]

子育て支援加算

住宅の所有権登記した申請者を対象に、申請時に18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(以下、18歳以下の子ども)が同居する申請世帯には、上記の交付額に子育て加算金を加算して、「宇陀市ウッピー商品券」を交付します。

・18歳以下の子どもが

- | | |
|-----------|-----------------------|
| ①1人いる世帯 | 5万円分加算 |
| ②2人いる世帯 | 10万円分加算(5万円+5万円) |
| ③3人以上いる世帯 | 20万円分加算(5万円+5万円+10万円) |

申請方法・期限

定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)に、下記の添付書類を添えて、市民協働課に申請してください。(郵送不可)

- ①住民票謄本の写し ②取得した住宅の登記事項証明書の写し(※「全部事項証明書(建物)」のこと)
- ③住民基本台帳・納税等確認承諾書(様式第2号) ④【転入者のみ】納税証明書または非課税証明書
- ⑤自治会加入確認書(様式第3号)

**申請期限は、住宅取得した建物の所有権登記の日から1年以内です
年度予算がなくなれば、1年以内であっても受付はできません。**

※定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)、③住民基本台帳・納税等確認承諾書(様式第2号)、
⑤自治会加入確認書(様式第3号)は、市のホームページからダウンロードできます。

宇陀市 定住促進奨励金

検索

宇陀市では、色々な分野で支援を行っています

空き家情報バンク事業

空き家情報を市のホームページで紹介しています

新婚新生活支援補助金

新婚生活をスタートするための費用を助成します

空き家空き店舗等活用事業者支援事業補助金

空き家空き店舗等を活用した事業を行う事業者に対し、改修費等の一部を補助します。

こんにちは赤ちゃん事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師若しくは保健師の訪問を実施しています

宇陀市産木材利用促進助成

宇陀産木材を使用する新築やリフォームに対する補助です

ベビーシートレンタル事業

自動車用ベビーシートを無料レンタルします

子ども医療費、ひとり親家族等医療費助成

所得制限を撤廃しています

ファーストバースデー祝い品事業

最初のお誕生日に絵本を贈呈します

一般不妊治療・不育症治療費助成事業

不妊治療や不育症治療に要する費用に対しての助成制度です

ぴかぴか1年生応援給付金

小学校1年生又は中学校1年生の生徒がいる保護者に給付金を支給しています

※支援策には、要件等がございますので、お気軽にお問い合わせください。

【宇陀市移住相談ワンストップ窓口】

宇陀市役所 政策推進部 市民協働課

〒633-0292 宇陀市榛原下井足17番の3

電話:0745-82-2130 FAX:0745-82-3900 E-mail: s-kyoudou@city.uda.lg.jp

市役所の開庁時間:平日の午前8時30分から午後5時15分まで

お申込み・
お問合せ先